





「経営者保証に関するガイドライン」について

当信用組合は、経営者保証に関するガイドライン研究会（平成25年12月5日公表）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を自発的に尊重し、遵守します。

今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき誠実に対応し、お客さまとの継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めてまいります。

（本ガイドラインの詳細については、以下をご参照ください。）

- ・ [経営者保証に関するガイドライン](#) 
- ・ [経営者保証に関するガイドラインQ&A](#) 
- ・ [経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理にかかる課税関係の整理に関するQ&A](#) 
- ・ [中小企業・小規模事業者の経営者の皆様へ](#) 

また、当組合では、中小企業の経営者の方からのガイドラインに関する相談窓口を以下のとおりご用意しております。

● 審査部 電話 0 2 8 5 - 8 0 - 8 2 0 0

以 上